

再調査委員会の提言に対する教育委員会の取組について

沖縄県教育委員会

はじめに

令和6年3月、「令和3年1月沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会」から提出された調査報告書においては、再発防止を図るための具体的な指摘や提言が示されました。

なかでも、教育現場を含むあらゆる場面において生徒は主体として尊重されることや、「全ての教職員が子どもの権利条約の趣旨を十分に理解し、あらゆる施策は、個々の児童生徒の人格的尊厳に配慮しつつ実践されなければならない」等の視点は、児童生徒の健全な成長と人格の形成のためには、人権尊重が最重要とされる学校体制の確立が極めて重要であることを改めて認識させるものでした。

県教育委員会として提言を真摯に受け止め、改めて、これまでの学校の取組と教育委員会の取組をひとつひとつ丁寧に見直し、改善に向けた取組を推進していきます。

提言に対する具体的な改善の方向性として、生徒指導や部活動指導等において生徒の主体性が最大限に尊重される指導を徹底していきます。併せて、校則や校内ルールについても生徒の意見を踏まえた見直しを推進します。自死予防教育を含む人権教育の在り方についても学校との意見交換を踏まえ検討していきます。

また、相談体制についても、学校と提言内容を共有し、相談しやすい体制の構築など効果的な改善策を検討していきます。

さらに、学校が「チーム学校」として迅速かつ適切な対応がとれるよう現状を点検し、様々な視点から改善点を検討していきます。

学校が安心・安全な居場所として生徒から認知してもらえるよう様々な未然防止策に取り組んでいきますが、それでもなお不適切な指導があった場合に備えて、事案発生後の対応等についても検討していきます。

人権とは、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利をいい、それは人間固有の尊厳に由来します。人権は、人間がただ人間であることにより誰でも当然に有する、侵してはならない権利です。

県教育委員会として、この理念の下、児童生徒の人格や人権を尊重し、その意思や成長を最優先に考えることのできる学校教育の実現に向けて、全力で取り組んでいきます。

I 再発防止に向けた取組

1. 今後の生徒指導上の基本的姿勢等

報告書提言等

- ・提言の基礎にある考え方:子どもの人格的尊厳の確保及び人権の尊重
- ・「子どもの権利条約」に関する研修及び授業の実施
(本件高校への提言1、県教委への提言1)

生徒指導上の基本姿勢として、生徒の主体性が最大限に尊重される教育活動を推進していきます。

教員や管理職の研修会等において「子どもの権利条約」に関する研修を実施し、同条約の理解浸透を図るほか、各学校において「子どもの権利条約」を活用した人権意識を高める教育を推進します。

- ・ 初任者研修等に「子どもの権利条約」に関する研修を追加
- ・ 管理職研修を通じた人権に関する校内研修の充実
- ・ 人権意識を高める教育で「子どもの権利条約」を活用 など

2. 生徒指導・部活動指導への反映

(1) 指導方法、ルールの見直し

報告書提言

- ・行為の累積によって機械的に処遇を決定するゼロ・トレランス的指導の見直し
(本件高校への提言3、県教委への提言3)
- ・校則の再検討(教育目的との関連性、生徒の意見表明の機会の付与等)
(本件高校への提言4)

イエローカード等の機械的に処遇を決定するような生徒指導を行っている学校に対して、廃止に向けた指導・助言を行います。また、段階的指導の見直しをする際には、生徒会等や保護者会等を交えて議論する場を設けます。生徒指導がこうした「ゼロ・トレランス的な指導」に陥っていないか絶えず見直しを行います。

校則について、「学校の教育目的に照らして適切な内容か」等の観点から、生徒・保護者などの意見を聴取する等の適切な手順により見直しを行うよう促します。

(校則見直しに当たっての視点、手順の例)

- ・ 視点:「合理的な説明ができるか」「生徒個人の自主性を伸ばすものになっているか」等
- ・ 手順:「生徒会や保護者会での議論」「校則のホームページでの公開」等

(2) 生徒指導体制の見直し

報告書提言

- ・全校的な生徒指導体制の構築
(本件高校への提言7)

生徒指導提要に示されている「チーム学校」を実現するための四つの視点を重視し、「チーム学校」による生徒指導体制の構築に取り組むほか、生徒の意見が反映される生徒指導・部活動指導を進めます。

(四つの視点)

- ① 教員と専門スタッフとの連携・協働の体制を充実させる。
- ② 人員整備により学校のマネジメント機能を強化する。
- ③ 教職員の人材育成の充実や業務改善の取組を進める。
- ④ 教職員間に「同僚性」を形成する取組を進める。

3. 自死予防教育の実施

報告書提言

・自死予防教育・研修の実施
(本件高校への提言2、県教委への提言2)

(1) 教職員に対する自死予防研修の実施

校内研修を実施するほか関係機関による研修への積極的参加を促し、自死予防対策に係る教職員の資質向上を図ります。また、研修を受講したかを確認し、全ての教員が受講できるように取り組みます。

- ・ 研修動画((独)教職員支援機構等)の活用
- ・ 専門研修を受けた教職員がスキルを学校内で共有等により適切な対応ができる体制づくりを推進

(2) 児童生徒向けの自死予防授業の実施

現在、保健の授業で実施している自死予防の内容に加え、県教委の事業を通して、自死予防のための情報をさらに周知徹底していきます。

(参考)

- ・ 保健の授業では「心身の不調の早期発見や早期治療、予防と回復」などを実施
- ・ 心身の不調等については一人で抱え込まず、身近な人や専門家への相談等、援助を求めることが有効であることにも触れている

4. 相談体制や周知方法の改善

報告書提言

・生徒の悩みごとに対する相談体制の構築
(本件高校への提言8)

・部活動等の相談窓口の告知方法の改善
(県教委への提言5)

県教委で集約する好事例集を基に、各校において相談マニュアルを作成します。各校ではスクールカウンセラーを生徒に紹介し、相談方法等を周知するなど、好事例を全県立学校に展開し、生徒が利用しやすい相談体制を構築します。

部活動等の相談窓口について、各学校の部活動紹介等で周知するほか、県教委ホームページを活用するなど告知方法の改善に努めます。

5. 学校(組織)運営への反映

(1) 教職員の不適切な指導が問題とされた場合の対応

報告書提言

- ・対応指針の策定(対象教職員の処遇、関係者間での情報の共有などを盛り込む)
(本件高校への提言6)
- ・部活動の実態調査結果を踏まえた対応
(県教委への提言6)

現在、教職員の不適切な指導が問題とされた場合、当該校から県教委へ報告があり、県教委は当該校への指導助言、スクールカウンセラーの派遣、関係課との情報共有等を行っています。今後、教育庁関係課が連携し、基本的な対応指針を策定します。

※ 提言の「現在、管理職の裁量に任されている対応が恣意的にならないように」との趣旨を踏まえて対応指針を策定予定

部活動実態調査において「暴力・暴言・ハラスメントがあった」と回答した学校に対しては再調査を行っています。また現在、当該校を訪問し、改善に向けた取組等についてのヒアリングや指導助言を行っており、ハラスメント等の防止に向けた取組を強化しています。

※ 部活動実態調査以外でも、ハラスメント等の相談があった学校に対しては随時指導助言を行っている。

(2) 部活動運営体制の見直し

報告書提言

- ・生徒・保護者が参加する部活動の運営体制の構築
(本件高校への提言9、県教委への提言7)

生徒・保護者が参加する部活動の運営体制の構築に向け、「部活動等の在り方に関する方針(改定版)」に示した保護者会の設置等について、学校内外の諸研修を通じて、引き続き周知徹底を図ります。

(3) 部活動における生徒・顧問間の連絡方法の改善

報告書提言

- ・教職員と生徒との連絡手段に関する指導の徹底、SNS等による例外的連絡のルール作り
(本件高校への提言11、県教委への提言9)

教職員と生徒との連絡に際しては、連絡の時間帯など適切な利用を求めるほか、1対1のやりとりにならないよう引き続き周知していきます。加えて今後、連絡の際は県教委が配布するツールを利用するよう求め、教職員と児童生徒との SNS による連絡を禁止する方向で検討を進めます。

※ 従来は LINE 等の SNS による連絡を例外的に認めていたが、今後は県立学校の全教職員及び全生徒に配布しているツールでの連絡を求める方向。

(4) 校風の再検討

報告書提言

- ・「文武両道」という校風の再検討
(本件高校への提言5)

各学校が掲げるスローガンが当初の理念を離れ、部活動の勝利至上主義等に陥っていないか常に確認する必要があります。部活動を含め学校教育全般において生徒の主体性が最大限に尊重されるよう取り組み、同理念のスクールポリシーへの反映について引き続き指導助言を行っていきます。

※ 各校では、学校の伝統や地域に期待される役割等を踏まえ、アドミッション・ポリシー(生徒募集方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施方針)、グラデュエーション・ポリシー(生徒育成方針)の3つの方針から成るスクールポリシーを策定

※ 県教委では従来から「生徒の主体性の尊重」の理念の反映について各校に指導助言

(5) 人事評価・懲戒等人事管理における対応

報告書提言

- ・教職員の懲戒処分基準の見直し
(県教委への提言4)
- ・生徒の相談支援・問題改善に携わった教職員評価について
(本件高校への提言 10、県教委への提言8)

懲戒処分の量定の決定に当たっては、非違行為の内容を総合的に考慮して判断しています。一方、行為の対象によって異なる処分がされるととられないよう、指針の見直しについて検討していきます。

※ パワーハラスメントの相手方によって懲戒処分の量定が異なるという実態はありません。

教職員評価においては、資質能力評価及び役割達成評価において、問題解決に関わった教職員を評価することが可能となっています。研修等でこのことを説明し、教職員一人一人を公平・公正に評価する仕組みづくりを推進していきます。

II 事案発生後の対応

報告書提言

- ・第三者委員会設置要綱の策定(遺族等の意見を聞くことや調査記録の保存等を盛り込む)
(県教委への提言 10)
- ・遺族への配慮(マニュアル・チェックリスト作成等の体制整備)
(本件高校への提言 12、県教委への提言 11)
- ・三役調整等の記録・保存
(県教委への提言 12)

子どもの自死が起きたときの対応体制についてフロー図を作成し、学校・県教委の役割を明確化します。また、第三者委員会を設置する際の設置要綱を策定します。

※ 設置要綱は調査活動が十分に行える環境を構築できるような内容とする

文科省策定の「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」をもとに、遺族側の心情に配慮した適切な対応ができるよう、県独自のマニュアルやチェックリストを作成します。

※ 学校及び県教委の対応を整理

本件のような重大事案にあっては、意思決定の過程を含め、三役調整の内容等も記録・保存を検討していきます。